

後期高齢者医療制度の保険証が更新になります

高齢者支援係

この8月1日からご使用いただく後期高齢者医療制度の保険証を、7月下旬に住民票に記載された住所または長野県後期高齢者医療広域連合にあらかじめお届けいただいた送付先に「転送不要」扱いで、長野県後期高齢者医療広域連合(クリーム色)の封筒で送付します。

「転送不要」となっているため、受取人が郵便局に転居届を出されていても郵便物は転送されませんので、住民票に記載された住所以外の場所へ送付を希望される方は、高齢者支援係へご相談ください。

新しい保険証がお手元に届きましたら、住所・氏名・自己負担割合などの記載内容を確認してください。

なお、古い保険証は、8月1日以降にご自身で裁断し破棄してください。



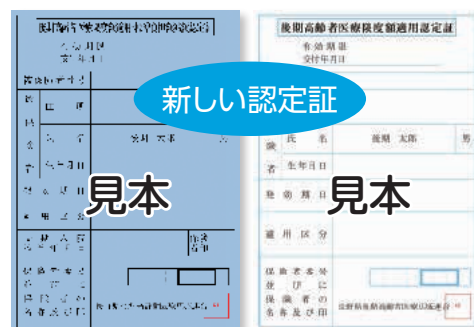
※黄色から桃色に変わります。

保険証と併せて「限度額適用・標準負担額減額認定証」も更新します

減額認定証を既にお持ちの方で、引続き対象となる方全員に、7月下旬に新しい減額認定証を送付します。新しい減額認定証がお手元に届きましたら、住所・氏名などの記載内容を確認してください。

古い減額認定証は、8月1日以降にご自身で裁断し破棄してください。

なお、減額認定証の交付にあたりましては、該当する被保険者の方々の負担軽減のため、減額認定申請書を提出する必要はありませんが、次の事項に該当する方は減額認定申請書の提出をお願いします。



- ① 「適用区分Ⅱ」に該当する方のうち、平成30年8月以降の申請月12月以内の入院日数が91日以上となる方で、長期入院該当認定を受けようとする方
- ② 今までに減額認定証の交付を受けたことがない方で、初めて減額認定証の交付を受けようとする方。

歯科口腔健診を受けましょう～後期高齢者歯科口腔健診～

高齢者支援係

長野県後期高齢者医療広域連合では、高齢者の方の健康づくり事業の一環として歯科口腔健診を行います。高齢になると、むせこんだり、のどにつかえたりすることが多くなり、これが原因で誤嚥性肺炎(細菌が唾液や胃液と共に肺に流れ込んで生じる肺炎です。)を起こすことがあります。お口の健康は笑顔への第一歩です。固いものが食べにくい、入れ歯が合わない、特に自覚症状はないが、お口の状態を確認したい方など、費用は無料ですので、ぜひこの機会に受診しましょう。



対象者 昭和18年4月1日～昭和19年3月31日生まれの被保険者
(平成30年度に75歳の誕生日を迎えた方)

健診期間 7月1日(月)～12月30日(月)

健診費用 **無料** ※ただし、健診により治療が必要な場合は、その治療費は本人負担となります。

対象医療機関 県歯科医師会所属の歯科医院 ※歯科医院の確認については、長野県後期高齢者医療広域連合 業務課 給付係(電話026-229-5320)へお問い合わせください。

受診方法 対象者には6月下旬に案内通知と受診券が送付されますので、健診を希望される方は歯科医院へ直接予約をお願いします。受診の際は受診券・被保険者証の持参をお願いします。